

文化審議会第1期美術品補償制度部会(第1回) 議事録

1. 日 時 : 平成23年6月20日(月曜日)16時30分～18時

2. 場 所 : 文化庁5階 特別会議室

3. 出席者 :

委員 : 青柳委員, 佐々木委員, 荒屋鋪委員, 逢坂委員,
大原委員, 佐藤委員, 箱守委員, 雪山委員,
井上委員, 佐野委員, 白原委員, 中林委員, 村上委員

文化庁: 吉田次長, 大木政策課長, 栗原美術学芸課長, 高田政策課補佐

4. 議事録

【文化庁・高田補佐】

定刻となりましたので、ただいまより、文化審議会美術品補償制度部会を開催いたします。本日は御多忙のところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。文化庁長官官房政策課 課長補佐の高田と申します。本日は本部会の第1回ですので、後ほど部会長を選出いただく必要がございますが、それまでの間、私の方で議事を進めさせていただきます。どうぞよろしく願います。それでは、吉田文化庁次長から開会の挨拶をいたします。

【文化庁・吉田次長】

美術品補償制度部会の開会に当たり、記念すべき第1回ということもあり、一言御挨拶申し上げます。

美術館関係者からの長年の要望でありました政府による美術品補償制度が、いよいよ創設されることになりました。この制度を実現するために、「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」が、この3月末に国会で成立し、6月1日から施行されました。

この制度を通じて、美術品の借受け交渉の円滑化や保険料負担の軽減などを図り、展覧会の開催支援を通じて、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大や国際文化交流の更なる推進などが大いに期待されます。

この制度は、万が一の場合には国が巨額の損害を負担するものであるため、その適用に当たっては、万が一の事態をできるだけ避けるリスク管理を徹底するとともに、国が補償するにふさわしい質を確保した展覧会であるかどうかを確認することが極めて重要です。

今回、部会委員の中には、前身である制度の調査研究協力者会議の議論に参加していただいた方もおられます。この制度の趣旨にのっとった適切な御意見、多角的な立場からの御意見を賜って、本制度の適正な実施と制度の維持・発展を図ってまいりたいと思います。

以上、私からの開会挨拶といたします。

【文化庁・高田補佐】

(資料1の説明及び資料2により委員及び事務局の紹介)

(議題(1)部会長等の選任を行うに当たり一般傍聴者が一旦退出)

(議題(1)部会長等の選任が終了し、一般傍聴者が再度入室)

【青柳部会長】

先ほど、部会長には私、青柳を、部会長代理には佐々木委員を選任いたしました。

次に、議題(2)文化審議会美術品補償制度部会運営規則等について、事務局から説明を聴取した後、それぞれの内容について質疑を行い、決定したいと思います。事務局の説明をお願いします。

【文化庁・高田補佐】

(資料3～5を説明)

【青柳部会長】

それでは、ただいまの内容について、御質問等ございましたら、御発言いただければと思います。

(意見なし)

それでは、資料3の運営規則、資料4の会議の公開について、資料5の専門調査会について案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議がないようですので、決定いたします。

次に議題(3)の審査の案件に入る前に、美術品補償制度の内容について確認をしたいと思います。資料6～8に基づいて事務局より説明願います。

【文化庁・高田補佐】

(資料6～8を説明)

【青柳部会長】

それでは、ただいまの内容について、御質問等ございましたら、御発言いただければと思います。

【箱守委員】

従来、美術展に関しては事故は少ないという感覚が皆さんおありになるんですが、主催するところも世代交代するなど、何かと安全神話も崩れることから、補償を得るためには、従来以上に特に注意してやるという点をきちんと書いてもらうことが必要です。アメリカで国家補償制度を調査した際にも、最大限事故を起こさないために、こういう方策をやっていると、様々な美術館でおっしゃっていました。この制度を国というか美術界で大事な制度として育てるためにも、申請し、評価し、自分たちの制度として残していくことが重要と考えます。

【青柳部会長】

おっしゃるとおり、各美術館での独自の安全対策が公開され、お互いに参考にすることもできます。このような補償制度の副次的効果も期待されます。

【文化庁・高田補佐】

申請書の表紙にあるように、美術品を安全に管理し、公益的な展覧会を適正に実施するために、最大限の配慮を申請者には約束をしていただいた上で提出していただくことにしています。

【逢坂委員】

対象の展覧会は共催の事例が一般的ですが、このような場合は美術館と新聞社のどちらが申請するのでしょうか。美術館である必要はあるのか教えてください。

【高田補佐】

どちらとは決めていません。ただし、ある程度、展覧会全体を俯瞰^{ふいかん}している方が代表者として申請していただくこととなります。我々は美術館の方が望ましいと考えています。なぜなら美術品の安全管理を担っているのは美術館だからです。ただ、巡回展など全体をマスコミが取りまとめる方が都合が良い場合もあると思います。

【雪山委員】

国家補償制度の対象になるのは主に大規模展覧会ですが、例えばバーンズ・コレクション展をはじめとする大規模展覧会は入場者が多く大変混雑し、安全上危険に感じたこともあります。これは、入場者に対しても、作品に対しても危ないという両方の意味です。このような制度ができて、ある程度保険料を節約できて余裕ができるのですから、(安全管理の面で)はっきりとした積極的な対策が必要です。これまでと同じことをやって、ただ保険料が安くなったというだけでなく、この制度ができて良かったと国民が納得できるようにしてほしいと思います。

【佐藤委員】

リスクを軽減していくには、現状の施設のレポートをある程度公開したり、ひとつひとつの展覧会の結果について、みんなで共有したりすることが大切だと考えます。実際に行われた展覧会の結果が公表されていないと、リスク管理の成果が次につながっていかないので、守秘義務の関係でどの辺まで公表するのか決めていく必要があると思います。

【文化庁・高田補佐】

実施報告書については、公開を前提とすることになっています。実施報告書を作成する際には、評価額などは書かずに、今おっしゃった特に安全管理の部分は、皆さんで共有していただくために、ホームページ等で公開して情報を共有していくこととしています。

【佐藤委員】

それなら、良いですね。

【青柳部会長】

その他、ございますか。今日は第1回ですので、御意見もおありかと思っておりますが。

【白原委員】

先ほど、申請要領の説明の中にありましたが、展覧会収支において利益が生じた場合は、文化の振興その他の公益を目的とする事業に充てることとしていますが、実際はどのように把握していくのでしょうか？

【文化庁・高田補佐】

実施報告書の中の収支決算書に、利益の使途を記入していただき、確認をしていきます。利益が出た場合には公益的事業、例えば次の文化的事業、展覧会の充実や子供向けワークショップ等に充てていただき、その記入を確認していくことを考えています。

【佐野委員】

次回以降のために教えてください。免責事項の中に、「重大な過失」とあります。「重大な過失」とはよく聞く表現ですが、改めて解説をお願いします。管理体制のところの文章をどう読み込むかという意味で、知りたいです。

【文化庁・事務局】

「重大な過失」とは、故意とほとんど同様というのが一般的な理解です。放っておいたら全損になるにもかかわらず、何も対策をしない場合などが該当すると考えています。なお、最終的には裁判での判断によるものとなり、整然と分けるのは難しいところですが。保険関係の委員もいらっしゃるので御発言いただければ幸いです。

【佐藤委員】

例えば、展覧会の開催中に、展示作品の近くで溶接工事をして、作品を傷つける場合などは、故意ではないが、重大な過失と考えられます。実際のところ、民間保険において「重大な過失」が適用され免責になる場合は極めて少なく、極限まで使われません。ほかには、ガソリンスタンドで給油中にマッチでたばこに火をつけるなども「重大な過失」と考えられます。

【箱守委員】

もう一点、指摘しておきたいのですが、事故を防止するための処方として、アメリカではコンディション・レポートをきちんと作る、そしてそれをチェックするというのがどこの美術館でも行われていました。今回、修復家の大原さんが委員に入られていますが、海外の状況を考えると「国家補償制度」と「作品の修復」は2本柱にすることが最終的には理想だと考えます。できれば、そういうことも文化庁には考えていただければと思う次第です。

【大原委員】

今、コンディション・チェック及びコンディション・レポートの話がでましたが、これは海外の美術館でのコンディション・チェック、コンディション・レポートを指すのか、それとも日本に来てからのコンディション・チェック、コンディション・レポートを指すのか、どちらですか。今までの経験では、所蔵している美術館によるコンディション・チェック、コンディション・レポートがない作品もありました。フランスの美術館であれば、コンディション・レポートは、フランス語になるし、ドイツの美術館ならドイツ語になってしまい、非常にまちまちになってしまう。その辺りについて何か決めていることがあれば教えてください。

【文化庁・高田補佐】

基本的にはそれぞれ必ず借り手、貸手の両者によるチェックを原則にしたいと考えています。しかしながら、作家展など様々な美術館から借り受ける場合や日頃から貸し借りのやりとりがある美術館にどこまで求めるのかという問題もあると思います。基本的には借り手側、又はその指定代理人は必ずチェックしなければならないとして、所有者が借り手側の指定代理人になることは認められませんが、非営利の公の美術館の場合においては、認めることにしています。複数の所有者から借り受ける場合は、特定の集荷場所を指定してチェックを受けることを原則としています。誰が確認するのかというのも書いていただき、それが適切な人がどうかチェックしていきます。どこまで厳格にやるかというのは、今後の審査の場で決めていきたいと思えます。

【荒屋鋪委員】

質問というより、感想です。私が学芸員を始めた30年近く前、展覧会の出品交渉は学芸員が主体的にやっていました。しかし最近は新聞社や企画会社の役割が大きくなっていて、運営だけでなく作品の借り受け、コンディション・チェックなどで、かなり大きな部分を占めるようになったと思います。学芸員が来るが、付添いの立会のような事例もあります。日本にはレジストラという制度が欧米に比べてあまりないということが大きな違いだと思います。海外とやりとりする際には、まずレジストラに必ず連絡をとります。日本にはそのようなシステムがないという状況が背景にあると思ひ、心配しているところです。「責任」を誰がとるのかという課題があると考えています。

【青柳部会長】

その辺りは文化庁でもかなり認識し始めているようで、レジストラ制度については、文化芸術の振興に関する基本的な方針の議論の中にもでてきたところです。そのような専門職を育てていく方向になれば、この制度の大きな成果になると思ひます。

【文化庁・大木課長】

本制度の根幹部分は美術品について損害が生じた場合に補償するという事です。しかしながら、申請書の作りなどを通じて、付随的に指導的な効果をもたらす得る制度です。どこまで付随的な部分を考えていくかについては、この制度を何年かかけて運用しながら検討していく、という意識を持っているところです。

【青柳部会長】

それでは、議題(3)文化審議会美術品補償制度部会の審査等について資料9と10に基づき事務局より説明願います。

【文化庁・高田補佐】

(資料9, 10の説明)

【文化庁・大木課長】

今後の審査や様々な議論を通じて内規は直していく可能性があるものです。また審査において資料に不足があれば、追加照会も行うことにします。まずは1年程度実施してみて、改善すべき事項があれば対応していきたいと考えています。

【青柳部会長】

それでは、ただいまの内容について、まず御質問等ございましたら、御発言いただければと思います。

【村上委員】

専門調査会の審議について教えてください。その場で資料を初めて見るようになるのでしょうか。あるいは事前に送付してもらいチェックをするシステムになるのでしょうか。申請と事前照会が一度に来ると、かなり大量の資料になり、対応しきれるか心配です。

【文化庁・高田補佐】

事前に送付したいと考えております。ある程度事務局でチェックし、問題点を抽出した上で、審査をお願いすることになると思います。

【大原委員】

開梱から展示まで作品に一番接しているのは学芸員ではなく、美術品輸送業者です。その業者の熟練の度合いがスタッフごとに大きく違うように感じます。文化庁で美術品取扱いに関して熟練の度合いを認証するようなことも今後考えても良いと思います。輸送品業者内で研修等は行われているのですが、余り統一されていないようです。

【栗原課長】

現在、日本博物館協会では、「美術品梱包輸送技能士(仮称)」の資格制度創設に向けた検討を行っており、今年度中には美術品の梱包輸送ガイドブックを刊行する予定です。ただ、そうは言っても、業者任せにするのではなく、学芸員がしっかり責任をもって対応するのが原則です。かつて移動中に損傷事故があった館では、全て業者の責任にしようとしたが、学芸員の責任は免れません。重要な美術品であれば、業者の中でもベテランの者に担当させるように指導しているところです。

【白原委員】

海外の美術館では、美術品輸送については具体的に取扱いのチーフ(責任者)の名前を確認して、誰のチームが担当するかを重視していました。そのチーフが監督する作業を、学芸員が更に監督していました。今回の申請要領でもチーフが誰かを記入できると良いと思います。しかし実際のところ輸送業者の方が若手学芸員よりも詳しい場合もあり、最近では輸送業者に学芸員が学ぶ講座もあると聞きました。

【逢坂委員】

実は横浜美術館では、梱包の仕方などについて輸送業者による学芸員の研修を行ったことがあります。学芸員の現場での研修や経験の場が非常に限られている現状があると考えています。

【箱守委員】

今おっしゃったような輸送業者や主催である新聞社・企画会社の担当の経歴・経験をしっかりと書いてもらって、判断材料にすべきではないでしょうか。最近では、会社内の異動で全く違う分野の方が来ることもあります。関わった年数を判断する材料にしたいので、きちんと実績・経験年数・経験した展覧会を書いていただくと、より良いと思います。

【文化庁・大木課長】

将来的な課題として承らせていただきたい。実際に実務をやってみて、その辺りのことを御報告をしながらやっていきたいと思います。1年やってみて変えなければいけないところもでてくると思います。

【文化庁・高田補佐】

申請書においては、企画責任者等の履歴を記入していただくことにしています。

【佐野委員】

巡回展などお互いの会場同士の連絡体制などが大切と考えています。例えば注意が必要な美術品であるという連絡などが、しっかりできるようにしなければならないと考えます。

【文化庁・高田補佐】

事務局でも巡回展における会場同士のつながりをきちんとチェックしていくつもりです。

【青柳委員】

それでは、資料9の文化審議会美術品補償制度部会の審査運営内規について案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議がないようですので、決定いたします。

今後の日程等について事務局よりお知らせいただき、閉会いたします。

【高田補佐】

(資料11の説明)

【青柳部会長】

これにて終了いたします。本日は皆様ありがとうございました。